

一般社団法人 埼玉県病院薬剤師会

平成25年度 臨時総会

開催日時：平成26年3月13日（木）午後6時30分より

開催場所：ソニックシティビル 6F 604号室

次 第

1. 会長演述 堀口久光（自治医科大学附属さいたま医療センター）
2. 議長、副議長の選出
3. 議事
 - （1）第1号議案 平成26年度事業計画（案）承認の件
 - （2）第2号議案 平成26年度予算（案）承認の件
 - （3）第3号議案 役員選任規則変更及び役員選任規程制定の件
 - （4）第4号議案 日病薬報告
第47回通常総会
第48回臨時総会
 - （5）第5号議案 その他
4. 閉会の辞 北澤 貴樹（埼玉医科大学病院）

第 1 号議案 平成 2 6 年度事業計画

平成 2 6 年度事業計画

【Ⅰ. 事業活動基本方針】

埼玉県民への正しいくすりの知識などの普及啓発活動および薬剤師を目指す学生への教育環境整備のための支援を行う。また薬学に係る業務・調査・研究および医薬品に係る情報提供等の実施により、会員および県内すべての薬剤師の知識と意識の向上を実現するため、研修会および講演会等を提供実施する。

「チーム医療への参画と在宅医療への貢献」という観点をふまえ患者の立場に立った医療への貢献を図る。

【Ⅱ. 重点項目】

1. 埼玉県民への医療貢献
 - ①個々の県民が参加できる講演会の開催
 - ②個々の県民が相談できるシステムの実現
 - ③県民が地域で学習できるシステムの実現
2. 会員および県内すべての薬剤師、薬学生、薬事関連事業者への知識と意識の向上
 - ①医薬品の最新情報の提供
 - ②医療の質と安全の実現
 - ③チーム医療の推進
 - ④生涯教育の充実
 - ⑤薬学生教育の支援
 - ⑥薬事関連事業者への支援

【Ⅲ. 事業計画】

1. 埼玉県民への医療貢献
 - ①個々の県民が参加できる講演会の開催
県民のためのくすり講座、おくすり相談会の実施
 - ②個々の県民が相談できるシステムの実現
電話による薬相談、ホームページによる薬相談の実施
 - ③県民が地域で学習できるシステムの実現
各種団体、地域町内会からの依頼への出前講座

2. 会員および県内すべての薬剤師、薬学生、薬事関連事業者への知識と意識の向上

①医薬品の最新情報の提供

病院薬学研修会、ネットカンファレンス、地域ブロック研修会、スキルアップ研修会、向精神薬臨床研修会、学術大会、新任薬剤師研修会等で新しい医薬品を含めた情報提供、適正使用などの知識の普及啓発を行う。

②医療の質と安全の実現

薬剤師の専門性を踏まえ知識や実践力等の向上を目指し、臨床業務実践講座「糖尿病」、感染制御研修会、抗がん剤勉強会、抗がん剤研修会（集中講義）、輸液・抗癌剤調製実技研修会、埼玉緩和薬物療法研修会、精神科領域臨床研修会、精神科薬物療法勉強会、輸液、栄養管理研修会、医療の質・安全管理研修会などを行う。

③チーム医療の推進

平成 22 年の厚労省医政局長通知にある具体的項目を実施する手助けとなるよう各種研修会のテーマの中で服薬指導、処方支援、フィジカルアセスメント等を取り入れる。

④生涯教育の充実

薬剤師向けの研修会は生涯研修センターの担当委員会で企画・運営・評価を行い、研修単位の付与および認定薬剤師の認証を行う。

⑤薬学生教育の支援

認定実務実習指導薬剤師養成事業におけるワークショップの開催、モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実務実習テキスト作成により指導薬剤師の資質向上を計る。

⑥薬事関連事業者への支援

薬事関連事業者が医療制度の変革や技術進歩を薬事研修会で学ぶことで医療関係者との問題点の共有を図ることが重要であり、より大きな患者貢献が期待される。

第2号議案 平成26年度予算

収支予算書内訳表
平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日 まで

【当期予算】

勘定科目	実施事業等会計		その他会計	法人会計	合計
	県民の公開講座/相談会	各種研修事業	会報発行事業		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					0
特定資産運用益					0
受取入会金					0
受取会費					0
正会員会費		3,360,000		3,360,000	6,720,000
一般会員会費	562,500	562,500		1,125,000	2,250,000
特別会員会費				480,000	480,000
事業収益					0
研修事業収入		41,305,000			41,305,000
広告収入		300,000	700,000		1,000,000
受取補助金等					0
日病薬還付金				2,124,000	2,124,000
受取寄付金					
雑収益					0
受取利息				10,000	10,000
雑収入				500,000	500,000
経常収益計	562,500	45,527,500	700,000	7,599,000	54,389,000
(2) 経常費用					
事業費					
給料手当	180,000	1,800,000			1,980,000
会場使用料	1,000,000	2,500,000			3,500,000
会議費	650,000	1,700,000			2,350,000
関東ブロック大会		44,135,000			44,135,000
講演料	1,000,000	850,000			1,850,000
旅費交通費	300,000	1,500,000	30,000		1,830,000
通信運搬費	20,000	200,000	10,000		230,000
備品費	5,000	100,000			105,000
消耗品費	20,000	400,000			420,000
印刷費	50,000		780,000		830,000
光熱水料費	5,000	50,000			55,000
賃借料	90,000	900,000			990,000
雑費	10,000	245,000	10,000		265,000
図書費		400,000			400,000
広告宣伝費	250,000	600,000			850,000
諸会費		420,000			420,000
	3,580,000	55,800,000	830,000	0	60,210,000
管理費					
給料手当				1,620,000	1,620,000
会場使用料				300,000	300,000
会議費				450,000	450,000
旅費交通費				40,000	40,000
通信運搬費				300,000	300,000
備品費				105,000	105,000
消耗品費				1,304,000	1,304,000
印刷費				200,000	200,000
光熱水料費				200,000	200,000
賃借料				810,000	810,000
交際費				200,000	200,000
支払手数料				1,590,000	1,590,000
雑費				242,000	242,000
	0	0	0	7,361,000	7,361,000
経常費用計	3,580,000	55,800,000	830,000	7,361,000	67,571,000
評価損益調整前経常増減額	-3,017,500	-10,272,500	-130,000	238,000	-13,182,000
基本財産評価損益等					0
特定資産評価損益等					0
投資有価証券評価損益等					0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-3,017,500	-10,272,500	-130,000	238,000	-13,182,000

2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					0
固定資産売却益					0
固定資産受贈益					0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					0
固定資産売却損					0
固定資産減損損失					0
災害損失					0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額					
一般正味財産増減額	-3,017,500	-10,272,500	-130,000	238,000	-13,182,000
一般正味財産期首残高					16,845,202
一般正味財産期末残高					3,663,202
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等	0	0	0	0	0

301 埼玉県病院薬剤師会

【当期予算】

勘定科目	実施事業等会計		その他会計	法人会計	小計
	県民の公開講座/相談会	各種研修事業	会報発行事業		
受取負担金					0
受取寄付金					0
固定資産受贈益					0
基本財産評価益					0
特定資産評価益					0
基本財産評価損					0
特定資産評価損					0
一般正味財産への振替額					0
当期指定正味財産増減額		0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高					
正味財産期末残高					3,663,202

第3号議案

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 役員選任規則

(目的)

第1条 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下「本会」という。）は、定款第42条の規定に基づき、役員の選任について本規則を定める。

(役員)

第2条 本規則において役員とは、理事及び監事をいう。

(選出方法)

第3条 役員の選任は、その任期満了の年に開催される通常総会において選挙によって行う。

(選挙管理人)

第4条 役員選挙に関する事務は、選挙管理人が管理する。ただし、総会においては、総会議長（以下「議長」という。）の指揮下に入る。

2 選挙管理人は、10名以内とし、選挙ごとに会長が、理事会の決議により本人の承諾を得て正会員の中から委嘱する。

3 選挙管理人は、役員の立候補者となり、また、役員候補者の推薦人となることができない。

(選挙管理補助者)

第5条 選挙管理人は、選挙管理事務を円滑に遂行するために選挙管理補助者を置くことができる。

2 選挙管理補助者は、事務局員の中から選挙管理人が若干名を指名する。

3 選挙管理補助者の任期は、選挙告示日から新役員が選任された日までとする。

(選挙告示)

第6条 選挙管理人は、選挙期日の30日前までに次の事項を定め、選挙人である正会員に告示しなければならない。

- (1) 選挙期日及びその場所に関する事項
- (2) 候補者の届出に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(候補者・被選挙者)

第7条 正会員で次の各号に掲げる者は、役員の候補者となる資格を有する。

- (1) 自ら立候補した者
 - (2) 正会員から推薦された者
- 2 被選挙者は、候補者に限る。

(立候補等の届出)

第8条 第7条第1項第1号の立候補者になろうとする者は、第6条による選挙告示で定められた期間内に、

その旨を選挙管理人に届け出なければならない。

- 2 第7条第1項第2号の候補者を推薦しようとする者は、第6条による選挙告示で定められた期間内に、その旨を選挙管理人に届け出なければならない。

(選挙立会人)

第9条 選挙立会人は、選挙ごとに会長が、理事会の決議により本人の承諾を得て正会員の中から若干名を指名する。

- 2 選挙立会人は、開票の際に立会するものとする。

(選挙の方法)

第10条 選挙は、選挙人である正会員の無記名投票により行う。

- 2 投票は、所定の用紙を用い、選任を可とする候補者の氏名の所定の欄に○印を記載して行う。
- 3 候補者の数が定款第19条第1項に定める定数を超えない場合は信任投票とし、選挙人である正会員の過半数の賛成をもって当選者とする。
- 4 候補者の数が定款第19条第1項に定める定数を超える場合は、投票用紙の○印の数は定数を超えてはならない。過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選者とする。定数枠の最後の者の得票の数が同じときは、抽選によって決定する。
- 5 当選者の数が定数に満たない場合は、その不足分につき、その総会で追加選挙を行う。会長は、追加の候補者を提案することができる。
- 6 選挙管理人は、議長の指示により、次の事務を行う。
 - (1) 議場を閉鎖する。
 - (2) 選挙人である正会員を確認し、投票用紙を配布する。
 - (3) 投票開始前に投票箱を点検し、投票に立会う。
 - (4) 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票が終わった旨を議長に報告し、議長が投票終了を宣告してから投票箱を閉鎖する。
 - (5) 開票事務は、選挙管理人が指揮し、次により行う。
 - ア 投票総数を確認する。
 - イ 有効投票と無効投票の分類を行う。
 - ウ 候補者の投票数を集計し、投票用紙を保管する。
 - エ 集計結果を開票録に記載し、選挙管理人が署名、押印のうえ議長に報告する。

(無効投票)

第11条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 第10条の規定に反して投票したとき。
- (2) 所定の投票用紙を用いなかったとき。
- (3) 定数を超える数の候補者の氏名に○印を記載したとき。
- (4) その他、選挙管理人及び選挙立会人が無効であると認めたとき。

(当選者の決定と報告)

第12条 議長は、第10条により選挙管理人から報告を受けたときは、当選者を決定し、直ちに総会に報告する。当選の効力は、議長がその者の氏名を総会に告知したときに生ずる。

(就任承諾)

第13条 当選者は遅滞なく就任承諾の旨を本会に届け出るものとする。

2 当選者が選挙の日から起算して2週間以内に前項の届出をしないときは、その者は、当選を辞したものとみなす。

3 前項の場合は、次点者をもって当選者とする。

(報告)

第14条 当選者が就任したときは、選挙管理人は選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出しなければならない。

2 選挙録には、選挙管理人及び選挙立会人が署名押印することを要する。

(公告)

第15条 当選者が就任したときは、会長は、速やかにその氏名を本会ホームページにおいて公告しなければならない。

(補欠役員の選任)

第16条 役員に欠員が生じたときは、第3条から第15条の規定にかかわらず、理事会の決議で候補者を選出し、総会で承認を得て、補欠役員の選任をすることができる。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

(補則)

第18条 本規則に定めるもののほか、必要な事項については理事会で定める。

附 則

1 この規則は、平成 26 年 3 月 13 日（総会開催日）から施行する。

第1条 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則（以下「役員選任規則」）を円滑に実施するため、この施行規程を定める。

（告示）

第2条 役員選任規則第6条に定める必要事項は、次のとおりとする。

- （1）選挙期日及びその場所に関する事項
- （2）候補者の届出に関する事項
- （3）その他必要と認める事項

（候補者）

第3条 役員選任規則第8条第1項に規定する届け出は、次の書類を提出するものとする。

- （1）推薦書（推薦人1名以上の記名捺印を含んだ推薦書）
- （2）内諾書（施設長の承諾書）
- （3）承諾書（被推薦人の承諾書）
- （4）略歴書（被推薦人の略歴）

2 前項の推薦書は、会費を完納している正会員1名以上の署名捺印がなくてはならない。

第4条 選挙における投票用紙は、選挙管理人が管理する。

第5条 選挙における投票用紙の記載は、投票しようとする候補者氏名の上欄に○印を記入し、所定の投票箱に投票する。

2 ○印の記入は定数以内とし、それ以上つけたものは、無効とする。

第6条 選挙における開票は選挙管理人が行う。

2 総会議長は、あらかじめ指名された選挙立会人を、開票作業に立ち会わせる。

第7条 選挙における開票結果から、過半数の賛成を得た者を当選者とする。ただし、過半数の賛成を得た候補者が定員を超えた場合、候補者の中から得票数が多い順に定数枠に達するまでの者を当選者とする。

第8条 当選者の数が定数に満たなかった場合は、追加の候補者を会長が提案し、この者について追加選挙を行う。この場合、会長は、選任数を超える候補者を提案して、得票数の多い順に当選するものとすることができる。

第9条 選挙管理人は、総会議長に対し選挙結果により決定した当選者を役員選任規則第12条に規定された選挙による選出者として報告する。

2 選挙立会人は前項の報告について、適正に行われたかを総会議長に報告する。

第10条 選挙管理人は告示から前条報告までを文書に整理し、選挙立会人の署名捺印および選挙管理人全員の署名捺印のもと、総会議長に報告書を提出し受理された時点で解散とする。

第11条 この施行規程に定めるもののほか、実施について必要な事項は選挙管理人が別に定める。

第12条 この施行規程の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この施行規程は、平成 26 年 3 月 13 日（総会開催日）より施行する。

第4号議案

一般社団法人 日本病院薬剤師会 第47回通常総会報告

開催日時：平成25年6月22日（土）12 時30 分より16 時30分

場 所：芝パークホテル 別館2階ローズ

出席者：相澤、大塚、北澤、藤掛、姉崎

議事：

一. 協議事項

平成24年度事業報告

収支決算報告・監査報告

二. 報告事項

平成26年度診療報酬改定に向けての取り組み

平成25年度日本病院薬剤師会表彰・学術奨励賞選考結果

日病薬の組織紹介用リーフレット

会員の増加対策

薬学教育モデル、コアカリキュラム改訂に関する進捗状況

医療安全対策委員会からの通知

平成25年7月年度病院薬剤部門の現状調査

医薬品インタビューフォーム記載要項2013

平成25年度病院薬局協議会/学術フォーラム

三. 質問事項

ブロック代表質問、一般質問、要望事項

内容：

<冒頭 北田会長挨拶>

平成24年度の本会の事業は、厳しい医療環境の中でチーム医療における薬剤師業務の一層の展開、薬剤師の資質向上など、第44回臨時総会（2012.2.8）において承認された事業計画に則って遂行してきた。平成24年度診療報酬改定により入院基本料に病棟薬剤業務実施加算が新設されたが、今月6月18日現在で病棟薬剤業務実施加算を取得している施設は全国で1,034施設となっている。病棟薬剤業務の推進に向けて日病薬でもガイドラインの策定および「病棟薬剤業務簡易記録システム」等を作成し、薬剤師の病棟業務を円滑に遂行できるように務めてきた。ただ、何よりも病棟薬剤業務の適切な実施という観点から取り組んで欲しい。とりあえず加算ということで急いで取得するのではなく、まずは人員等の体制をしっかりと整えることが最重要である。

<平成25年度日本病院薬剤師会表彰>

平成25年年度の日本病院薬剤師会賞の表彰式が行われ、埼玉県からは埼玉県病院薬剤師会元副会長の石井陽司先生が受賞され表彰を受けた（代理：藤掛副会長）

一般社団法人 日本病院薬剤師会 第 48 回臨時総会報告

開催日：平成 26 年 2 月 15 日（土）

場 所：日本薬学会長井記念館 長井記念ホール

出席者：姉崎千津子

議事：

一、協議事項

平成 26 年度事業計画・収支予算

定款細則改正案

二、報告事項

平成 26 年度診療報酬改定

平成 26 年度「病院薬剤部門の現状調査」結果

日病薬生涯研修認定薬剤師制度（特定領域認定制度）

薬学教育モデル・コアカリキュラム（改訂版）

薬事法及び薬剤師法の改正

各領域の専門・認定薬剤師認定申請資格及び更新条件の改定

各領域の専門・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取り扱い（Q&A）

消費税増額に伴う対応及び諸規定の改正

平成 26 年度学術小委員会の編成

三、質問・要望

ブロック代表質問・一般質問

四、選挙

平成 26・27 年度役員候補選挙

内容：

1. 平成 26 年度事業計画案

I. 重点事項（5 項目）

- 1) 病棟薬剤業務・チーム医療の推進及び医療安全への取り組み
- 2) 病院薬剤業務の現状把握・分析・評価及び今後の業務展開の方向性の検討
- 3) 薬剤師の資質向上への取り組み（薬剤師認定制度認証機構の認証取得を目指す等）
- 4) 災害への対策・対応
- 5) 日本病院薬剤師会組織体制および運営の強化

2. 報告事項

I. 平成 26 年度診療報酬改定における主要な改定項目（病院・診療所薬剤師関係）に関して

- 1) 病棟薬剤業務実施加算（精神・療養病棟算定 4 週間→8 週間）
- 2) がん関連（がん患者指導管理料新設、外来化学療法加算算定対象の変更、無菌製剤処理料算定対象の変更等）
- 3) 在宅患者訪問薬剤管理指導（指導料の贈点と算定回数の増加）
- 4) DPC 関連（後発医薬品指数の新設、入院時持参薬の取扱い制限）
- 5) 適切な向精神薬使用の推進（非定型抗精神病薬加算の変更、処方料・処方せん料・薬剤料の見直し）
- 6) うがい薬だけを処方する場合の取り扱い（調剤料・処方料・薬剤料処方せん料・調剤技術基本料→算定しない）

II. 日病薬生涯研修認定薬剤師制度に関して

日病薬では、薬剤師認定制度認証機構の「特定領域認定制度」取得を目指して今年度具体的な活動を行う。取得に伴い現行の「日病薬生涯研修履修認定（5年継続）」は廃止となり「日病薬生涯研修認定薬剤師制度（特定領域認定制度）」が新設となり、単年度の「日病薬生涯研修認定制度」は「日病薬研修認定制度（特定領域認定制度）」へ移行する。移行の時期については申請後承認までに数ヶ月を要することから現時点では明言できないが、今年度中の認定取得を目指している。

日病薬生涯研修認定薬剤師制度の運営・実施にあたり、日病薬が実施母体（プロバイダー）となることから、日病薬の中に生涯研修委員会を設置する。

埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（G15）や日本薬剤師研修センター（G01）等の他のプロバイダーは特定領域ではなく、ジェネラルな生涯研修認定制度である。

現在「日病薬研修認定制度（特定領域認定制度）」において考えている初回認定要件（過去3年間に50単位を取得）、かつ認定対象となる研修会に細分化されたカテゴリー分類があり（医療倫理、チーム医療、医療安全など）、カテゴリー毎に最低取得単位が定められていることや、認定試験が実施される点などがある。更新も6年間と長い100単位を必要とし試験も実施される。

総会に参加した代議員からの質問として、「いつから実施するのか?」「日病薬・特定領域研修制度においては、履修カテゴリーが細分化されており、現行制度や他のプロバイダーと比べると履修の自由度が低くなるのではないか?結果的に会員が日病薬・特定領域研修制度から離れてしまうのではないか?」等の意見が出ていた。

3. ブロック代表質問事項、一般質問・要望事項

- ・ 調製後も含めた抗がん剤の安全な取り扱いについて
- ・ 薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂への対応について
- ・ 2025年の超少子高齢化時代に向けた取り組みについて
- ・ 日病薬の新たな研修制度の新設について
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の件数アップ等の方策について
- ・ インタビューフォームへの経管投与可否情報の記載について
- ・ 回復期リハビリテーション病等への薬剤業務実施加算の適用について
- ・ 諸費税の引き上げに伴う日病薬会費への影響について
- ・ その他

4. 選挙等 役員選挙

会長（当選）北田光一（きただみつかず）氏：一般社団法人日本病院薬剤師会

副会長（当選）木平健治（きひらけんじ）氏：広島大学病院

副会長（当選）土屋文人（つちやふみと）氏：一般社団法人日本病院薬剤師会

副会長（当選）松田公子（まつだきみこ）氏：医療法人清和会浅井病院

副会長（当選）松原和夫（まつばらかずお）氏：京都大学医学部附属病院

副会長（当選）佐藤博（さとうひろし）氏：新潟大学医歯学総合病院

監事（当選）石井孝宜（いしいたかよし）氏：石井公認会計士事務所

監事（当選）内野克喜（うちのかつよし）氏：東京薬科大学

監事（当選）中島新一郎（なかじましんいちろう）氏：明治薬科大学

第 5 号議案 その他